

## 合同保育（平成 26 年 1 月～ 3 月）の実施について

### 1 実施基準

合同保育		
1月	2月	3月
公立		
移管先法人から 所長（主任）クラス 1人 乳児クラス（0・1・2歳）2人 幼児クラス（3・4歳）2人	移管先法人から 所長（主任）クラス 1人 乳児クラス（0・1・2歳）2人 幼児クラス（3・4歳）2人	移管先法人から 所長（主任）クラス 1人 乳児クラス 2人、看護師 1人 幼児クラス 2人、用務員（5日）
← 週3日	← 週4日	← 週6日 →

#### 【参考】

- 1月 所長（主任）クラス1人、乳児クラス（0・1・2歳）2人、幼児クラス（3・4歳）2人の計5人が、週3日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
- 2月 所長（主任）クラス1人、乳児クラス（0・1・2歳）2人、幼児クラス（3・4歳）2人の計5人が、週4日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
- 3月 所長（主任）クラス1人、乳児クラス（0・1・2歳）2人、幼児クラス（3・4歳）2人、看護師1人の計6人が、週6日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。  
なお、用務員（調理員）については、給食機器の操作などの引き継ぎとなるため、3月の合同保育期間中に、5日間の引き継ぎを行う。

#### 【合同保育の実施時間等】

午前9時から午後5時の7.25時間

土曜日は、3.5時間（3月のみ）

派遣される保育士は、固定ではなく、何人かでローテーションで  
こととする。（保育士の退職等に対応するため）

## 2 移管先法人（山善福社会）からの提案の内容

1月～3月

所長（主任）クラス

乳児クラス（0・1・2歳）

幼児クラス（3・4歳）

1日平均6人程度の保育士等が、合同保育に入り、実践を通じた引継を行う。

なお、3月は、1日平均6人程度の保育士等に、看護師が含まれる。  
三者協議会で協議・検討する。

## 3 合同保育の実施について

### (1) 実施手法

所長又は主任を含め、原則、保育士6人が毎日、合同保育に入り、実践を通じた引継を行う。

#### 【充実内容】

実施日については、1月から3月まで、原則、毎日とする。

ただし、既存保育園の行事等があれば、当該月の実施基準を下回らない範囲で、派遣できない日を設定できることとする。

派遣ができない日については、事前に報告するものとする。

1日平均6人程度の保育士等を派遣することについては、当該月の実施基準を下回らない範囲で、保育士数を設定できることとする。  
ただし、提案内容を踏まえ、最大限、努力することとする。

### (2) 派遣保育士

原則、移管先法人から派遣された保育士について、各歳児の担任として配置する。

また、保育士の退職等に対応するため、派遣する保育士は、何人かのローテーションにより、合同保育による適切な引継を行うこととする。

### (3) 個人懇談の実施

3月の合同保育期間中に、保護者との個人懇談の実施の希望があることから、当該保育所と調整の上、実施することとする。